

第1回 民生教育まちづくり常任委員会

日 時 令和8年3月12日(木) 午前9時30分～

場 所 下呂市役所下呂庁舎 3-1会議室

1 委員長あいさつ

2 市長あいさつ

3 議長あいさつ

4 付託案件

- (1) 議第19号 財産の取得について・・・・・・・・・・資料P3【まちづくり推進部】
- (2) 議第20号 下呂市過疎地域持続的発展計画の策定について・・・・・・・・・・【まちづくり推進部】
- (3) 議第26号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
・・・・・・・・・・資料P5【まちづくり推進部】
- (4) 議第27号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・【まちづくり推進部】
- (5) 議第28号 下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設条例の一部を改正する条例について
・・・・・・・・・・【まちづくり推進部】
- (6) 議第29号 下呂市公民館条例の一部を改正する条例について・・資料P6【地域振興部】
- (7) 議第30号 下呂市国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例について
・・・・・・・・・・【市民保健部】
- (8) 議第31号 下呂市国民健康保険病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について
・・・・・・・・・・【市民保健部】
- (9) 議第32号 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について・・・・【市民保健部】
- (10) 議第33号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について・・資料P8【福 祉 部】
- (11) 議第34号 下呂市障がい者支援施設設置条例を廃止する条例について
・・・・・・・・・・資料P9【福 祉 部】
- (12) 議第35号 下呂市子育て・保育ステーション条例の一部を改正する条例について
・・・・・・・・・・【福 祉 部】
- (13) 議第36号 下呂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
・・・・・・・・・・【福 祉 部】
- (14) 議第37号 下呂市乳児等通園支援事業の利用者負担額に関する条例について
・・・・・・・・・・【福 祉 部】
- (15) 議第38号 下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
・・・・・・・・・・資料P11【福 祉 部】

- (16) 議第 3 9 号 下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 資料 P 11【福 祉 部】
- (17) 議第 4 0 号 下呂市児童福祉金支給条例を廃止する条例について ・資料 P 13【福 祉 部】
- (18) 議第 4 2 号 下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例について【環 境 部】
- (19) 議第 4 4 号 下呂市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について【教育委員会事務局】
- (20) 議第 4 8 号 令和 8 年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について【まちづくり推進部】

議第19号 財産の取得について

1 概要

平成9年度から10年度にかけて、岐阜県（岐阜県土地開発公社）が先行取得した公共事業用地を、下呂市があさぎりサニーランド移転用地等行政サービス集約化の拠点として取得する。

2 土地の所在及び面積

下呂市森字上ヶ平 2335 番 2 ほか 125 筆 [面積：54,089.4 m²]



【拡大図】



3 これまでの経緯

- | | |
|----------|---|
| ・H7年度 | 県が障害者総合リハビリテーション施設「りはとぴあ(仮称)」整備基本計画策定 |
| ・H9～10年度 | 県土地開発公社が事業用地(約9.8ha)を先行取得 |
| ・H15年度 | 県が「りはとぴあ(仮称)」整備と下呂温泉病院の移転新築を一体化した整備計画策定・事業着手 |
| ・H17年度 | 県の「政策総点検」において、「りはとぴあ(仮称)」整備は中止となり、下呂温泉病院の移転新築に見直し |
| ・H18年度 | 「南飛騨総合健康アリーナ(仮称)」(現:下呂交流会館)用地として、一部を市が購入(約0.9ha) |
| ・H23年度 | 温泉病院用地として一部を下呂温泉病院に売却。同病院への市道用地として一部を市が購入(約3.5ha) |
| ・R5年度 | 市から県に、今回取得予定用地購入の申し出 |
| ・R6年度 | 県と市との間で用地の取得及び売却に係る覚書を締結 |
- 市は、土地取得に係る債務負担行為案及び調査費案を12月補正予算にて上程し、可決。また、R7当初予算で用地取得費案及び、既設舗装撤去費案を上程し、可決

4 契約金額

- | | |
|------------|----------------------------|
| ・下呂市の購入予定額 | 328,457,463円
(不動産鑑定評価額) |
|------------|----------------------------|

5 購入後の利活用予定

下呂市では、養護・特別養護老人ホームあさぎりサニーランドの移転をはじめ、将来にわたり健康や福祉などの行政サービスを提供する拠点として整備を予定。

6 スケジュール

- | | |
|----------|--------------|
| R8年 2月2日 | 岐阜県と仮契約書を締結 |
| 3月24日 | 市議会で議案可決 |
| 3月25日 | 県議会で可決後本契約締結 |

議第26号 下呂市一般住宅の設置に関する条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

市が設置する一般住宅の入居者資格について拡充を図り、移住施策に活用するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 条例改正のねらい

市が国の法律等に基づかない市独自の施策によって運営する一般住宅について、入居資格に将来的に市に移住を希望する者を追加することにより、市内に住民登録をしなくとも、移住希望者がお試し体験として一時的に居住することが可能になります。

3. 条例改正の概要

(1)「市民」に「及び市内に居住を希望する者」を追加(第1条関係)

- ・設置の目的として、市民に加え、市内に居住を希望する者に対する生活の安定と福祉の増進のために設置する住宅とします。

(2)入居申込み者の資格に「市民及び将来的に市に移住を希望する者とする。」を追加(第4条関係)

- ・一般住宅には市民に加え、将来的に市に移住を希望する者であれば、誰でも入居申込みができます。
- ・宮田団地に関しては、同条に、(1)子育て世帯、(2)若年者層世帯、(3)公営住宅の収入超過世帯条件があるため、これに(4)将来的に市に移住を希望する世帯を加え、(4)その他市長が特に認める世帯を繰り下げて、(5)その他市長が特に認める者に改めます。

■一般住宅(その他住宅)管理状況

	団地名	所在地	棟数	現況戸数	建築年度	構造・階数
	宮田団地	萩原町宮田	1	40	H10	耐火 RC・5階
	無数原第3団地	小坂町無数原	2	5	H7	木造・2階
	焼石住宅	焼石	1	2	H3	木造・平屋
	幸田住宅	幸田	1	20	S58	耐火 RC・3階
	有里住宅	夏焼	2	2	H12	木造・2階
	保井戸住宅	保井戸	2	2	H13/14	木造・2階
	少ヶ野住宅	少ヶ野	1	18	S47	耐火・3階
	旧清水教員住宅	宮地	1	2	S56	木造・平屋
	奥金山団地	金山町金山	1	12	S62	耐火 PC・3階
	少ヶ野団地	少ヶ野	2	80	S48	耐火 RC・5階
計	10団地		14	183		

※今後の廃止予定がある住宅(政策空き家)を除いたもの。

議題 29 号 下呂市公民館条例の一部を改正する条例について

1. 改正の内容

下呂市に 13 ある公民館のうち、菅田公民館、東公民館を令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止するために改正するものです。

2. 廃止の理由

施設の老朽化により利用に著しい支障が生じているため。

3. 対象施設

施設名	建築年	構造	延床面積
菅田公民館	昭和 40 年（築 61 年）	鉄骨造一部 2 階建	615.67 m ²
東公民館	昭和 51 年（築 50 年）	R C 造 2 階建	689.50 m ²

4. 廃止後の地域活動の継続性について

金山地域においては、公民館が地域活動の拠点となっていますが、菅田地区、東地区においては、地域運営組織が 4 月から本格始動します。これにより、市が行う「公民館活動」から、住民自らが主体となって地域の課題解決や地域づくり、交流の拠点づくりを行うこととなります。

これまで公民館が担ってきた地域の行事等は、地域運営組織が主体となって計画されることとなります。

あらたな活動の拠点として、菅田地区は旧菅田公民館、東地区は旧東第一小学校を使用します。

5. 地域運営組織への支援

公民館廃止後も地域コミュニティの機能が失われないよう、地域運営組織が中心となって、地域活動を展開していくための支援を行います。

・地域運営組織の運営、活動を支援

人的支援 …… 集落支援員の配置

財政的支援 …… 交付金

6. 廃止に至る主な経緯

■菅田公民館

令和5年4月	2階部分が危険な状態であるため、2階部分を使用禁止とする。
令和6年10月	公民館事務所を旧菅田小学校内に移転
令和7年1月	菅田公民館を全面使用禁止とする。
令和7年7月	公民館だよりで年度末廃止を地元へ周知。
令和8年1月	公民館だよりで年度末廃止を地元へ周知。
令和8年1月	定例教育委員会に条例改正案を上程、承認
令和8年2月	自治会配布にて「公民館廃止について」各戸へ配布

■東公民館

令和6年10月	東地区の全区長及び東地区集楽環境保全会役員により合同会議が開催され、東地区の市民活動の在り方や公共施設、避難場所等について協議が行われる。
11月	東地区連合自治会会長から、東公民館の廃止と旧東第一小学校施設の改修について要望書が提出される。
令和7年4月	東地域の総会にて年度末廃止を周知。
令和7年5月～8月	東地域井戸端会議（全10区で開催）
令和8年1月	チラシにて閉館周知
令和8年1月	定例教育委員会に条例改正案を上程、承認
令和8年2月	自治会配布にて「公民館廃止について」各戸へ配布

議第33号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について

1. 主な改正内容

① 「保健福祉事業」の創設(第12条の3関係)

- ・改正の背景 : 集落が点在する広大な土地柄
「送迎・訪問」における「移動の非効率性」
中山間地域における介護サービスの維持が課題
- ・事業の性質 : 市町村の裁量によって実施される「3つの事業」を位置付け
 - ア. 要介護者を介護する家族等の支援
 - イ. 要介護状態等となることの予防
 - ウ. 介護サービスの安定的な運営及び保険給付に必要な事業
- ・財 源 構 成 : 第1号被保険者(65歳以上の高齢者)の保険料

<具体的な取り組み>

事業名	支援内容の概要
デイサービス送迎費用支援	5kmを超える送迎に対して、利用者1人につき距離に応じた月額500円～1,500円を補助。
訪問介護移動費用支援	1回の訪問ごとに、移動距離に応じ250円～1,500円を補助。
訪問介護事業安定運営支援	介護報酬改定による減収分(給付実績の2.5%相当)を助成。

※今後の報酬改定の動向や社会情勢の変化を勘案し、適宜見直しを行うものとします。

② 介護保険料算定に関する特例(附則第15項～第16項の2関係)

- ・改 正 の 背 景 : 所得税法改正…給与所得控除額の10万円引き上げ
住民税課税状況により算定する保険料収入の減少を遮断
令和8年度の介護保険事業の円滑な遂行のため
- ・所 得 計 算 の 特 例 : 合計所得金額を所得税法の改正前までと同様の基準で算定
- ・課税者みなしの特例 : 改正により「非課税」と判定されないように課税者とみなして算定

議第34号 下呂市障がい者支援施設設置条例を廃止する条例について

(設置の経緯と沿革)

下呂市障がい者総合支援センターは、平成19年度に障がい者の総合支援を目的として設置されました。開設当初は「相談支援」および「就労支援」の機能を担っていましたが、現在は相談支援事業所が移転したことに伴い下呂市社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行い就労継続支援B型事業所「ひかりの家」として開所しています。

[施設概要]

下呂市障がい者総合支援センター（ひかりの家）

(所在地) 下呂市森134番地1

(構造・延べ床面積等) 鉄骨造り2階建て270.3㎡ 敷地面積373.34㎡

(開設日) 平成19年4月5日

※現在、2階部分は事業所として使用していない。

(社会情勢の変化に伴う運営体制の最適化)

相談支援事業所の移転により就労支援事業所のための運営となっている実態や、建設当時は市内の就労支援事業所が少なかったが、現在は市内の就労支援事業所が他法人の参入を含め8か所まで増加し、障がい者の就労の選択肢が大きく広がっている社会情勢の変化を踏まえ、「広く住民の利用に供される唯一の施設」としての位置付けから、現在の就労支援事業所の機能を維持しつつ、より実情に即した運営へと移行するため、当該条例を廃止するものです。

(施設の実情に即した運営と役割)

下呂市社会福祉協議会が運営する3つの就労支援事業所〔ひだまりの家（萩原地域）、ひかりの家（下呂地域）、ぎふちょう金山（金山地域）〕は、工賃向上のみを目的とするのではなく、障がい者の「居場所づくり」を主体とした市内全域のセーフティーネットとしての重要な役割を担っています。

条例廃止後も現在の就労支援機能を継続させるため、本施設（ひかりの家）については、引き続き現指定管理者である下呂市社会福祉協議会に対し、福祉事業への使用を条件とした無償貸付を行い、地域福祉の拠点として活用する予定です。



下呂市障がい者総合支援センター（ひかりの家）

◎市内の就労系事業所

事業所名	種類	定員（人）
株式会社マコト	B型	20
たんぽぽファーム	B型	20
たけはら村	B型	20
多機能型事業所げんき	B型	20
障がい者就労支援センターひかりの家	B型	22
障がい者就労支援センターひだまりの家	B型	20
障がい者就労支援センターぎふちょう金山	B型	18
えくぼ	A型	18

◎社協就労支援事業所の利用者数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ひかりの家	21人	20人	14人	15人	11人
ひだまりの家	15人	17人	20人	19人	17人
ぎふちょう金山	12人	12人	17人	15人	16人

議第38号・議第39号 下呂市放課後児童クラブ関係条例の一部改正について

1 提案の趣旨・背景

年々高まる放課後児童クラブの利用ニーズに対応するとともに、国が定める基準の緩和（児童福祉法改正）を踏まえ、現状の運営課題（職員確保の困難さや事務負担等）を解消し、より安定的かつ柔軟で効率的な運営体制を構築するため、関連する2つの条例について所要の改正を行うものです。

2 改正対象となる条例

- ・下呂市放課後児童クラブ条例
- ・下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

3 改正の概要

(1) 下呂市放課後児童クラブ条例の一部改正について

現在抱える課題に対応し、より安定した運営を実現するため、以下の見直しを行います。

①お盆期間の開所（休業日の見直し）

- ・保護者の多様な利用ニーズに対応するとともに、国の補助要件である「年間開所日数 250 日以上」を確実に確保するため、これまで休業日としていたお盆期間（8月14日から8月16日まで）を休業日から除外し、新たに開所日とします。
- ・8月13日の利用実績から、当期間において一定のニーズがあることが確認されています。
- ・250日を下回った場合には、国県の補助額が3割～4割程度減額されます。

②利用区分の見直しと一時利用への統合

- ・事務負担の軽減及び効率化を図るため、現行の「長期休暇利用者」区分のうち、利用の多い「夏季」のみを「夏季休暇利用者」として存続させます。それ以外の区分（学年始、冬季、学年末）は廃止し、一時利用等へ統合します。

③一時利用料金の引き下げ

- ・上記の利用区分統合や、「年間利用」「長期休暇利用」の要件確認の徹底に伴い、一時利用へ移行される世帯の負担増を緩和するとともに、公平性を確保するため、一時利用の料金を引き下げます。

[授業がある日] 現行 500円/日 → 改正後 350円/日

[授業がない日] 現行 700円/日 → 改正後 500円/日

④職名の変更

- ・国の実施要綱に準じ、他自治体との整合性及び法令等の理解を円滑にするため、「放課後児童クラブ指導員」を「放課後児童支援員」に、「補助指導員」を「補助支援員」にそれぞれ名称を改めます。

(2) 下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

児童福祉法改正による放課後児童クラブの職員基準の参酌化を受け、国の基準を十分参照した上で、職員確保が困難な現状や利用ニーズに即した柔軟な対応を図ります。

①職員配置基準の緩和（柔軟な人員配置の実現）

- ・支援員等は原則「支援の単位ごとに2人以上」の配置が必要ですが、利用者が少ない時間帯（利用者が10人以下となる時間帯）等において、支援員または補助支援員を「1人」とすることを可能とします。
- ・これに併せて1人配置の場合の緊急事態等を想定し、緊急通報装置を各クラブに設置します。

②職名の変更

- ・上記（1）④と同様

4 その他

【参考】登録者数の推移（年間開所施設のみ）

クラブ	令和6年度	令和7年度	令和8年度
小坂ほのぼのクラブ	17人(24人)	16人(20人)	24人(28人)
萩原北ふるさとクラブ	18人(45人)	18人(46人)	32人(39人)
萩原ふるさとクラブ	75人(100人)	67人(102人)	96人(111人)
下呂めだかクラブ	56人(75人)	61人(78人)	76人(81人)
竹原めだかクラブ	72人(81人)	81人(91人)	67人(73人)
金山児童クラブ	47人(66人)	53人(71人)	49人(51人)

※「年間利用」と「一時利用」の合計人数

※カッコ書きは、左記の人数に「夏季休暇利用」を含めた人数

※令和8年度は2月6日時点の申請者数

議題 40 号 下呂市児童福祉金支給条例の廃止について

【改正の背景】

国による支援拡充や県の制度見直しを踏まえ、市の独自施策を再構築する中で、制度間の重複整理と支援の空白の解消を図り、地域実情に即した負担軽減を実現する新たな制度へ移行するため、現行の特定世帯を対象とした当該条例を廃止するものです。

1. 国・県による支援の拡充と制度の見直し

●国の動向(経常的支援の拡充)

- ・児童手当の拡充
 所得制限の撤廃、支給期間を高校生年代まで延長、第3子以降の増額(月3万円)
- ・児童扶養手当の拡充
 ひとり親世帯等への所得限度額引上げおよび加算額の増額
- ・小学校給食費の無償化
 国による支援(児童1人あたり月額5,200円相当)

●岐阜県の動向(事業見直し方針)

- ・廃止される県事業
 「第2子以降出産祝金」(第2子以降に10万円)
 「高等学校就学準備等支援金(中学校3年生へ3万円)。

2. 本市における子育て世帯に対する経済的支援の再構築

●ライフステージに応じた支援の充実(令和8年度～)

ライフステージ	支援内容	備考
出産	出産祝金の支給	R7と同水準で支給
こども園入園	入園物品等の支給	現物支給による支援
小学校入学	ランドセルの無償贈呈	1万7千円相当
中学校入学	中学校新生活応援給付金	3万円(全世帯対象に新設)
高校入学	通学費補助の拡充	市内3万円、市外6万円へ拡充
大学入学	奨学金制度の創設	新たな制度を検討(R8から開始)

3. 「下呂市児童福祉金支給条例」の廃止について

- 全世帯に対する公平な支援
特定の世帯のみを対象とした一時金から、全ての世帯を対象とした支援へ転換。
- 制度間の重複整理
経済的支援の再構築による児童福祉金受給世帯を含む「節目」の支援の拡充。
- 経済的困窮世帯への配慮
既存の「就学援助制度」(学用品費・給食費等の援助)による支援。(R8 より拡充)